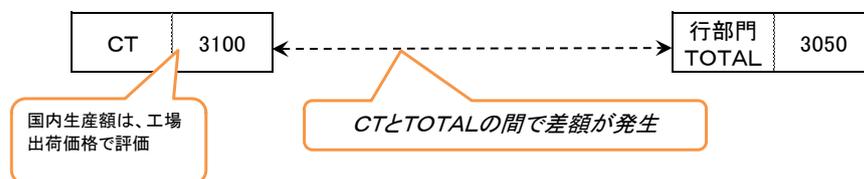
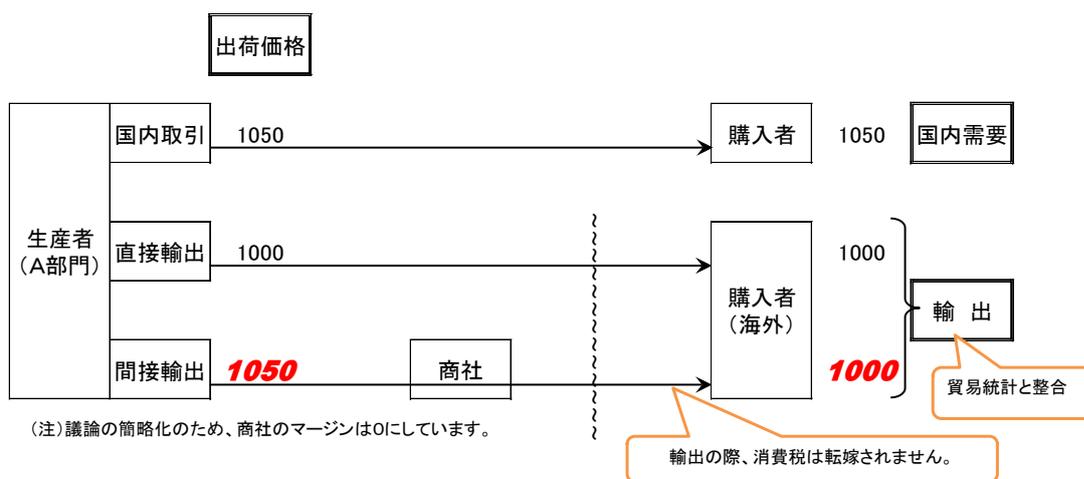


調整項の検討事項について

調整項は間接輸出に係る商社が還付を受ける消費税額であるところ、その検討に当たって、以下のような検討事項があげられる。

＜調整項の解説 平成23年表第14～15回産業連関技術会議資料から抜粋＞

- 国内生産額を「生産数量×単価」で推計する際には、工場出荷価格を単価としている。
- 直接輸出については、輸出免税が、出荷段階から適用され、工場出荷価格そのものに消費税がかからない。しかし、商社などの卸売部門を経由する輸出（間接輸出）の場合、生産者と商社との間は国内取引なので、消費税込みの価格が出荷価格となる。しかし、輸出の際には、免税により、消費税分は輸出額に転嫁されない。
- 間接輸出については、出荷額（1050）と輸出額（1000）にズレがあるため、「調整項」を設け、その差を計上（平成2年表以降採用）



	A部門	国内需要	調整項	輸出	CT	CT-TOTAL
A部門		1050	50	2000	3100	0
間接税	100					
営業余剰	3000					
CT	3100					

- 平成17年表までは、統合分類は「輸出計」に含めていたが、23年表では、「国内流通の過程で発生するもの・・・したがって、「輸出計」を、本来の輸出に関する額に純化するためには、「調整項」を「輸出計」の内訳に含めておくことは適切とは言えない」とされ、「国内最終需要」に変更

(1) 間接輸出に係る商業マージンの明確化

各財における調整項の扱いについては、工場出荷時の価格に係る消費税の扱いと関係するため商業マージンの推計（運賃を考えない場合には商業CTは購入者価格と生産者価格の差）にも関係する。現行の推計において、購入者価格からマージンをハガす際に、マージン率や間接貿易割合の精度上、消費税の扱いが必ずしも明らかになっていない面があると考えられる。このため、商業（列）における消費税の還付分の扱いとの関係も整理した上で、マージンにおける消費税の扱いの一層の明確化を図る必要がある。

（関係の整理表）

各財の間接輸出に係る消費税還付分を国内生産額に計上するか	計上する	計上しない
各財・商業の間接税	各財（列）の間接税は、還付分を含む。商業（列）の間接税は、還付分を控除する	各財（列）の間接税は、還付分を控除する。商業（列）の間接税は、還付分を追加する
工場出荷時の価格	各財の工場出荷時の価格は税込み	各財の工場出荷時の価格は税抜き
各財（行）の還付分の扱い	①調整項を設ける、かつ、輸出の生産者価格を税抜き OR ②調整項を設けない、かつ、輸出の生産者価格を税込み	調整項を設けない、かつ、輸出の生産者価格は税抜き
マージンの整理	商業の国内生産額は、工場出荷時価格を税込みとして推計	商業の国内生産額は、工場出荷時価格を税抜きとして推計

(2) 各財の国内生産額への影響等

国内生産額表は、10桁分類で生産額・単価・数量を整理しているが、調整項についてはこのような詳細な状況は把握できない。したがって消費税還付分を控除する国内生産額の推計には限界がある。

税込み表である産業連関表上、消費税還付の対象である固定資本形成においても、税込みで表章しているところ、間接輸出についても、商業の国内取引に関して、（固定資本形成と同様に）現に税込みとして取引されている実態に鑑みれば税込みで計上すると考えてよいか。

なお、経済センサス活動調査においても、間接輸出分の売上高や出荷等の金額は税込みとして扱われる。（工場側が最終的に商社が輸出するかどうか把握していない場合があるのではないかと指摘もある。）

(3) 調整項が属する統合部門やCT=0の課題

平成23年表では、調整項を国内最終需要と整理しているが、今回も部門を設ける場合はそれでよいか。

また、平成23年表の検討では、調整項CT=0（及び商業に調整項総額をマイナス計上）にすることを検討されていたが、ある部門Xの全部門の調整項による生産誘発の合計額（最終需要項目別生産誘発額）が商業の調整項に大きなマイナスが立つため当該額がマイナスになる部門が頻発すること、その調整項総額に占める割合を示す生産誘発係数の計算が0除算になることから、見送られた経緯があり、それをどう考えるか。（概念上は在庫増減も同じ問題は発生しえる。）

(4) 基本価格表示参考表との関係

基本価格表示参考表では、調整項については、削除することとなる。